

市民自治推進会議における自治基本条例の見直しに向けた
検討の方向性（試案）

平成30年12月20日

市民自治推進会議会長 栗山 昌樹

市民自治推進会議における自治基本条例の見直しに向けた検討作業においては、次の基本的な方針に留意しながら検討を進めることとする。

【基本的な方針】

- 1 市民自治推進会議では自治基本条例の規定についての検討を行うが、この検討に当たっては条例の各条文と関連する施策、制度についての検討が併せて必要であり、これらが条例の趣旨にしたがって整備、運用されているかについての検証が必要となる。
法令、例規の解釈や市政運営においては、自治基本条例の趣旨が最大限に尊重されていなければならないことから、これらの検証に当たっては、自治基本条例を制定した目的である市民自治によるまちづくりを実現するために、自治基本条例の規定が有効に機能しているかについての検討を行うこととする。
- 2 自治基本条例は、その性質上、多岐の分野にわたる市民自治に関する事項を総括的に規定する必要がある、相当程度の抽象性や包括性を持つ必要がある。
そのため、個別の各論項目の全てを自治基本条例に規定するのではなく、他の条例に委ねることが適切である項目については、新たに自治基本条例上に条文の追加等は行わないことを基本とする。その上で、自治基本条例の規定の改正については、市民自治を推進するために本市における取組が不足しており、かつ、自治基本条例の規定を改正しなければ本市としての取組を進めることが難しい場合に限り、提言を行う。
- 3 検討に当たっては、本市の取組、市民の意識、社会情勢の変化等を踏まえ、本市における市民自治のあるべき姿について考え、議論を行う。また、市民ワークショップ、アンケートの結果なども踏まえて検討する。
- 4 いわゆる「てにおは」的な文言整理については、立法時点において整理されており、相当程度の合理的な理由がある場合を除き、提言を行わない。
- 5 検討の結果、条文改正が必要な条項がない場合であっても、制度上の見直しや運用における改善が必要な場合については、その旨を市長に意見として提言する。

【議論の進め方について】

- 1 審議については、1条ずつ検討していき、事務局からの説明を求める。
- 2 事務局は、各条文の解説と関連する主な施策、制度、取組等の説明を行うとともに、事前に委員から提出された質問事項、確認事項等についての説明を行う。
- 3 全条文の検討が終了した後に、答申内容（条文自体の改正、制度上の見直し、運用の改善等の必要性）について審議する。